

尾下議員に

「議員資格なし」の決定

兼業禁止規定抵触

2月19日に行われた臨時会では、町執行部からの議案以外に、3人の議員から尾下康文議員に対する資格決定要求書が提出されました。ここに臨時号を発行し、議員の資格に関する今回の案件を報告します。

資格審査特別委員会 委員長報告（要旨）

決定

地方自治法第92条の2の規定に該当する。

決定の理由

電気工事会社と尾下議員の関係が、地方自治法第92条の2の兼業禁止規定に該当するか否か、参考人の事情聴取や資料から審査した。
 ○同社が「主として同一の行為をする法人」に該当する理由

平成26年度の売上高と比較すると平成27年度の

本町からの請負額は85・77%となり、該当する（最高裁判決「請負額が50%を占める場合は、該当する」より）

決定の理由

○「法人の取締役、執行役員若しくは監査役」には該当しない理由
 法人登記では、平成26年11月15日に代表取締役辞任、平成27年4月30日に取締役に辞任している。

○「これらに準ずるもの」に該当する理由

①同社に出資金を出している。
 ②保有していた株式を親

族に譲渡している。
 ③影響力と関与が大きい。

【③の理由】

・同族会社であること。
 役員は、代表取締役が長男、取締役が妻の2人である。

・代表取締役や取締役として受領していた額と同額である給与と賞与を受けていること。
 ・現在も同社の会長であること。

代表取締役の交代挨拶状で「会長」の肩書を使用している。
 ・本町商工会の副会長に

就任していること。

商工会では、尾下議員が同社の会長職であると認識している。

・本件請負工事契約の締結が、役職を退任してから間もないこと。

締結は平成27年11月20日、退任して約7か月後にされた契約である。

・尾下議員の事情聴取における発言。

「指名があれば入札に参加し、落札を目指すのか」との質問に対し、「入札はおそらくするだろう」と述べ、経営に関する実質的権限があることを自認している。

総合的に検証すると、議員当選後に法人登記や定款の改正を行い、表面上は影響力がないことを装っている。

しかし、同社に対する影響力は変化せず、実質的な影響力があるとして「これらに準ずるもの」に該当すると判断した。

採決の結果

（○：賛成 ▲：反対 欠：欠席）

※ 決定には、議長を含む出席議員の3分の2以上の賛成が必要になる。

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
議員名	浜岡	仲摩	尾下	二村	萩尾	田代	瀧田	中野	加藤	仲野	織田	萩本	古野
議案名	▲	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○
会議名	尾下康文議員の資格決定について （委員長報告：議員資格なし）												
3月定例会													

資格審査特別委員会

委員長 織田 隆徳
 副委員長 加藤陽一郎
 委員 瀧田 竜一
 中野 嘉徳
 仲野新三郎
 萩本 悦子

資格決定とは

地方自治法第92条の2の「兼業禁止」の規定に該当するかどうかを議会が審議し、当該議員の資格の有無を決定することを「資格決定」といいます。

「資格決定」の要求書が提出されたときは、委員会の付託を省略することはできません。

「議員資格なし」の決定には、出席議員の3分の2以上の賛成が必要で、決定した場合は、議員の資格を失います。

地方自治法第92条の2とは「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることのできない」とする「兼業禁止」を規定しています。

資格決定要求書提出の趣旨説明(要旨)

尾下議員は、本町の電気工事事務所の会長を務めているが、同社は、本町が発注した「広渡小学校太陽光発電システム設置工事」の入札に参加・落札し、契約を結んでいる。契約金額は、2797万2000円と同社の前年度売上高の約81%にも達している。

尾下議員は、登記簿上では取締役を辞任しているが、会社の会長職を務め、実質的経営者として影響力を維持していると考えられる。

このことは地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止の規定に抵触するものと思われる。議員は当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つものであり、議員個人として直接的利害を持つことを禁止されている。

よって、地方自治法第127条第1項に定める

議員の資格の決定を求め、本町議会会議規則に基づき、資格決定要求書を提出する。

資格決定要求書に対する弁明(要旨)

地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業の禁止について疑いがあるとのことで、弁明をする。兼業の禁止に触れないよう立候補した時点より当選後も登記を含め細心の注意を払い、変更すべきところは速やかに変更している。

誤解を招いている3点を説明する。

1点目、本町にある電気工事事務所の会長であるということだが、登記上にも取締役会の中にも記載されていない。

2点目、同社の本町からの請負金額が、前売上の50%を超えている問題であるが、平成27年度の更新の際、総合評定値のランクがCランクから

ランクが上がった。そのため、1000万円以上3000万円未満の入札ができるようになったためである。

3点目は、本町商工会の副会長を務めているため、法人の役員ではないかとの誤解が生じていると推察する。商工会事務局に確認したところ、役員とは、役員か職員という意味で、従業員でも問題がないということだ。

このような誤解を招いたことを今後十分に反省し、町民に負託を受けた議員として責任と期待の重さをしっかりと受け止め、引き続き議員活動に邁進したいと心新たにしている。

十分に審議していただくようお願いする。

十分にお願する。

遠賀議会だより
発行責任者
議長 古野 修
副議長 中野 嘉徳
常任委員長 本岡 悦達
副委員長 萩本 峯靖
委員 仲摩 浩一
委員 濱田 竜一

資格決定審査の流れ

● 2月臨時会

(2月19日)

【本会議】

○資格決定要求書の提出(証拠書類を付けて)

▽提出者

仲摩靖浩議員

二村義信議員

萩本悦子議員

○趣旨説明・質疑

○被要求議員(尾下康文議員)の弁明

○資格審査特別委員会の設置・委員の指名・委員会付託

○参考人への質疑

○参考人

○資格審査特別委員会

○参考人への質疑

○参考人

○資格審査特別委員会

○参考人への質疑

○参考人

○資格審査特別委員会

○参考人への質疑

○参考人

○資格審査特別委員会

○参考人への質疑

○参考人

○資格審査特別委員会

○参考人への質疑

○参考人

● 資格審査特別委員会

(3月3日)

○参考人への質疑

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人

▽参考人

○参考人